

議員氏名：一石 洋子

議案番号：議案第63号

案件名：二宮町在宅障害者福祉手当支給条例を廃止する条例審査について

討論内容：

私は、本議案に反対の立場で討論いたします。

2011年新制度である障害者自立支援法の憲法違反などを訴え、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が長年国連から勧告を受けてきた人権に根差す社会モデルへの変革を目指して、Nothing about us without us という言葉で示される障がい者自身の参画ほか数項目を求め、骨格提言をまとめました。

その後、障害者自立支援法は、障害者総合支援法と名前を変えるも、現在も世界的には社会モデルへの途上という評価で、国家予算比の割合も非常に低い状況。また、障がい者一人一人が自身の存在の価値を実感し、様々な人とともに支えながら生きていくことの喜びを分かち合える社会という実感を持てるには至っていないのではないか。障がい者自身、そして家族や関係者を含む多くの先人による様々な運動や取り組みの積み重ねの上に、現在の障がい者施策がある現実です。

提案されているのは、障がいの程度に応じて1人につき年間数千円の福祉手当を支給する条例の廃止です。参考資料として、タクシー券などの制度の改善等々で、外出しやすい生活に資することでしたが、また、当事者団体の意見も聞いたとのことでしたが、全ての当事者ではないことは明らかで、それぞれの事情が異なる中、全員が頻用するわけでもないタクシー券のルールを緩和し、使いやすくする制度改善と抱き合わせる提案も疑問が残ります。

現在、町は子どもの人権条例制定に動いており、重大なハンディキャップを抱える方々と、親亡き後等の課題にも応える共生社会を築くために、社会全般との連帯と協力を求めていく局面です。また、例えば、民間の障がい児のデイサービス事業が増え、介護者のニーズに応えるも、本来の発達支援の質の向上のための研究など、事業者全体の底上げの効果の課題など、公はその施策の質についても、個人の尊厳に根差して精査していく重要な役割もあります。

これからまちづくりを見渡す視野で、社会モデルを当事者の方々と考える、従来の協議会を超えた本気の作業療法的な会議を設置する必要があります。この町ならではの障害者福祉予算を生かす有効なコミュニケーションが必要な状況で、いまだ廃止する環境にないことから反対いたします。